


ホンデュラス共和国森林保全計画 実施協議調査団報告書

平成10年3月

国際協力事業団

LIBRARY



J 1147187(7)

林業林
JR
98-012

ホンデュラス共和国森林保全計画実施協議調査団報告書

346



1147187(7)

ホンデュラス共和国森林保全計画

実施協議調査団報告書

序 文

日本国政府は、ホンデュラス共和国政府からの技術協力の要請に基づき、同国の森林保全計画の実施に関わる調査を行うことを決定しました。

これを受け、国際協力事業団は、平成8年12月3日から15日まで、林野庁業務第二課国有林野総合利用推進室長 山縣 光晶氏を団長とする実施協議調査団を同国に派遣し、ホンデュラス政府関係者と協議を行うとともに、計画実施予定地の視察や関連資料収集、プロジェクト発足の前提条件となる苗畑・展示林の用地確保計画等の調査を行いました。しかしながら、プロジェクト実施に必要な苗畑・展示林用地の確保は確認されなかったため、協力の実施に係わる討議議事録の署名には至りませんでした。

当事業団は先方実施機関に対し、引き続き当該用地の確保を要請してきましたが、平成9年8月末日に、先方からその確保が困難である旨の通知があったため、当該案件の実施は取り止めることとなりました。これら一連の調査結果を本報告書に取りまとめました。

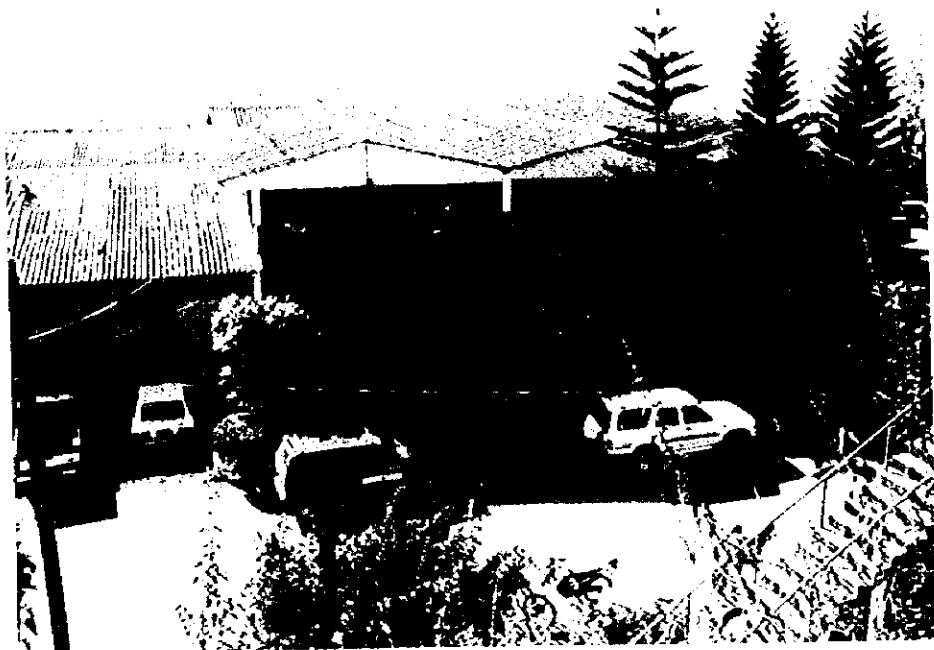
結果として、ホンデュラス共和国政府のプロジェクト実行体制が整わなかったことにより、当該案件は取り止めとなってしまいましたが、この報告書が、今後の両国の友好・親善を推進するうえでの一助となれば幸いです。

終わりにこの調査にご協力とご支援を頂いた関係者の皆様に対し、心からの感謝の意を表します。

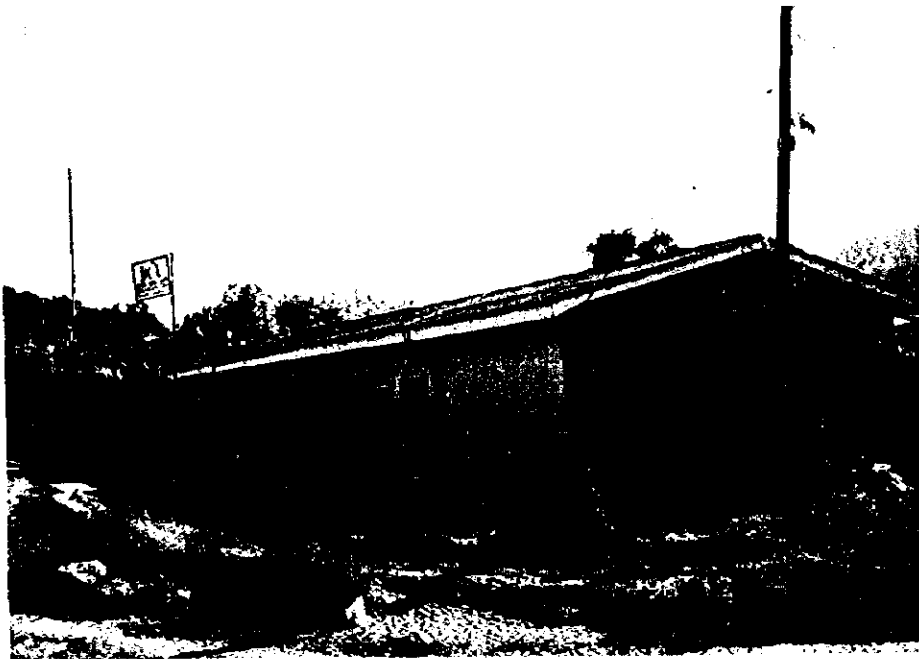
平成10年3月

国際協力事業団
総裁 藤田 公郎

COHDEFOR事務所
(ラグンガル市内)



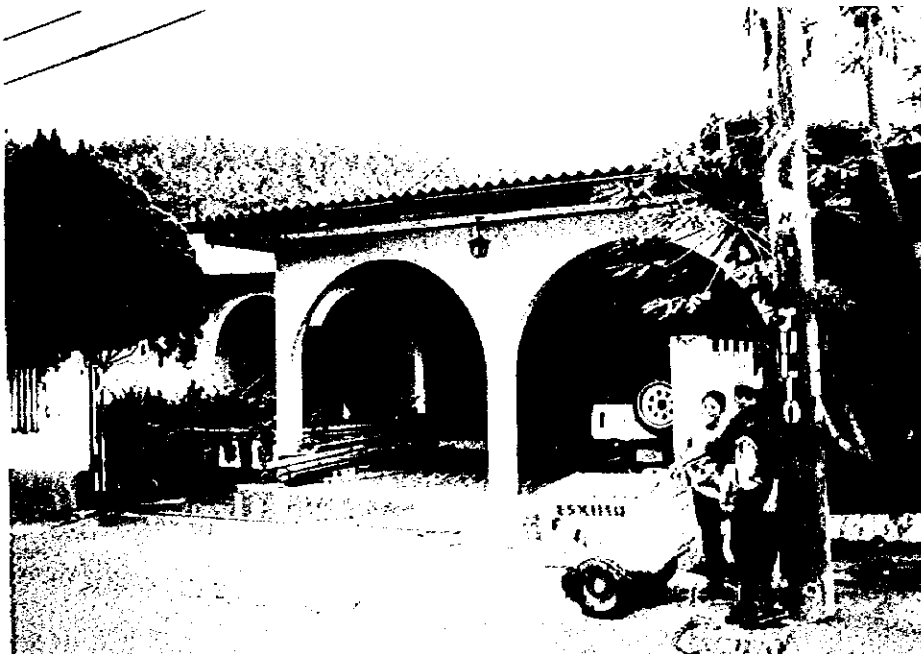
ミニッツ署名
左から 山縣団長
通訳団員 高嶋女史
Rigoberto Sardobal
COHDEFOR総裁



事務所候補建物
(サンタバルバラ市内)
1996年12月31日まで天然資源
省農地改革庁土地登記プロジ
ェクト事務所である。
一部内装等を改修する必要有
り。



仮事務所候補地
(サンタバルバラ市内)
上記事務所改修が、プロジ
ェクトの発足に間にあわない場
合に写真の建物を借用して仮
事務所として利用する予定。

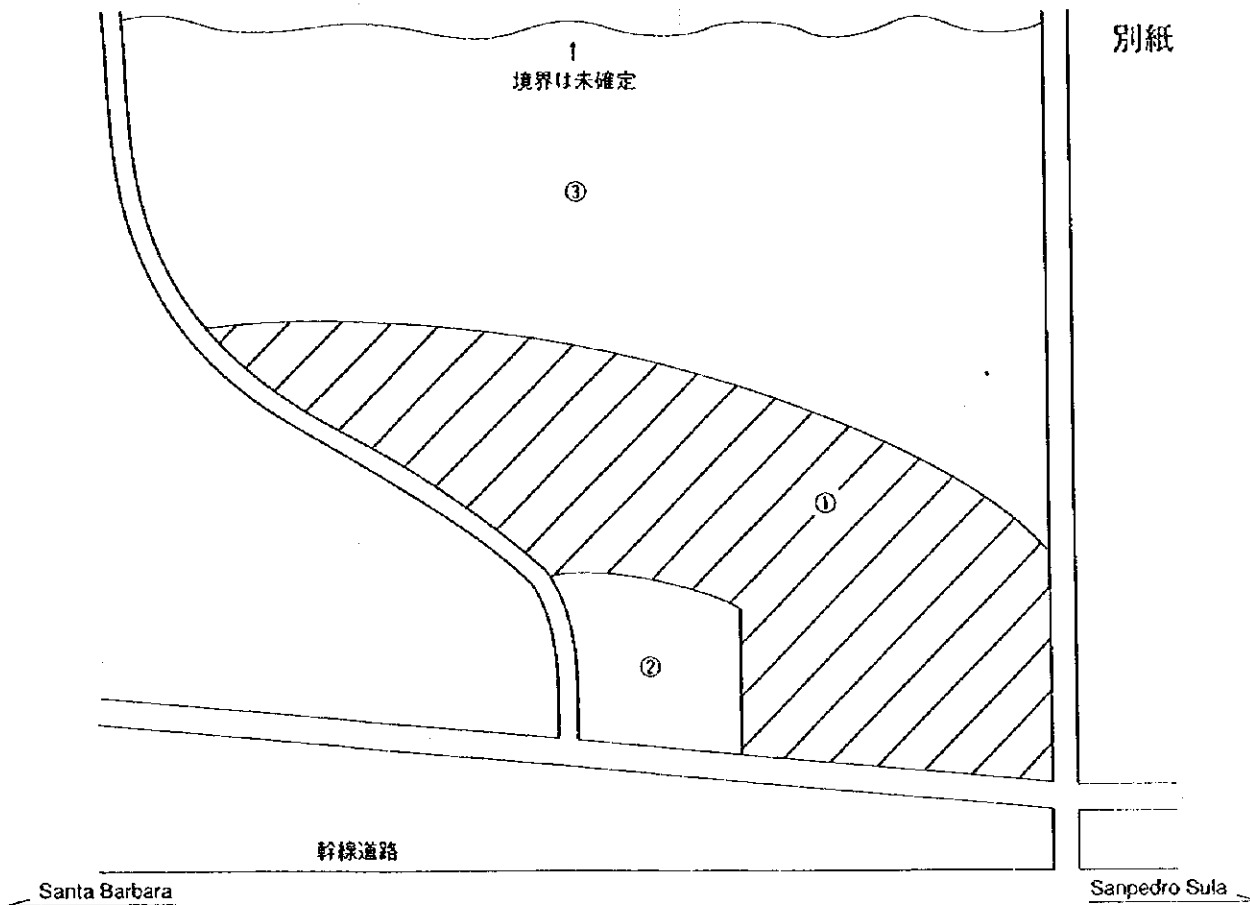


専門家住居候補地
(サンタバルバラ市内)

プロジェクト位置図

1. 苗畑・展示林予定地概略位置図

別紙



自治法務省所管の土地17ha=①+②+③

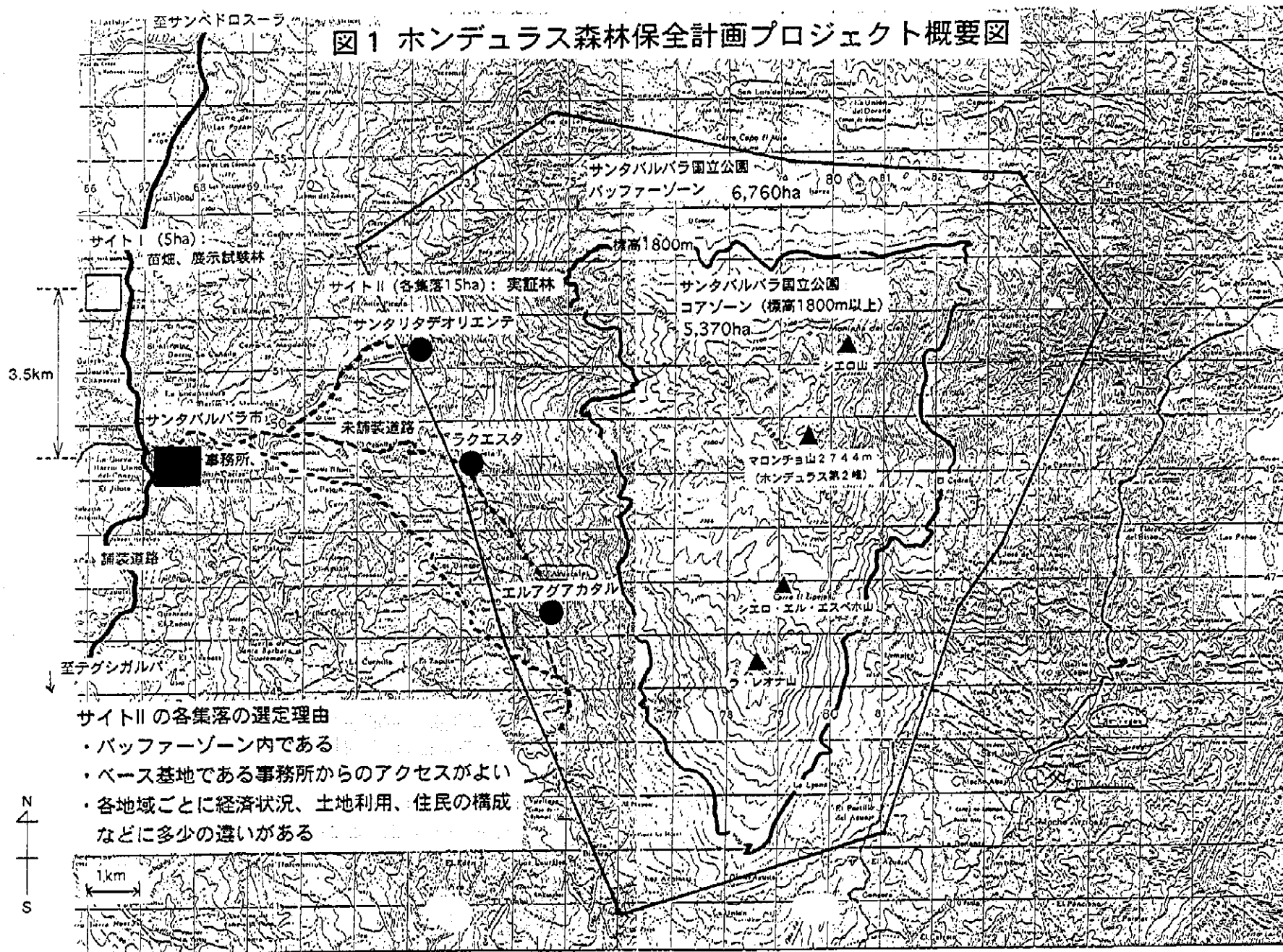
プロジェクト苗畑展示林用地5ha=①

長期調査時にサンタバルバラ市から、病院用地として説明された土地=②

2. 上空より撮影された用地。番号は上記に準ずる。



図1 ホンデュラス森林保全計画プロジェクト概要図



サイトII の各集落の選定理由

- ・バッファゾーン内である
- ・ベース基地である事務所からのアクセスがよい
- ・各地域ごとに経済状況、土地利用、住民の構成などに多少の違いがある

ホンデュラス森林保全計画実施協議

目次

序文
写真

プロジェクト位置図

1. 実施協議調査団の派遣	1
1-1. 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2. 調査団の構成	2
1-3. 日程表	3
1-4. 主要面談者	4
2. 調査結果の要約	5
2-1. 苗畑・展示林用地確保に関する協議	5
2-2. R/D(案)、TSI(案)、M/M(案)の内容についての協議	5
2-3. プロジェクト概要	5
2-4. 調査団帰国後の苗畑・展示林用地確保の経緯	6
2-5. プロジェクト発足に係る対処方針(平成9年3月)	7
2-6. プロジェクトの実施取り止め決定(平成9年8月)	7
3. 討議議事録の交渉経緯	9
3-1. 苗畑・展示林用地確保及び今後のR/D署名の条件の交渉経緯(ミニッツ)	9
3-2. 討議議事録R/D(案)の交渉経緯	11
3-3. 暫定実施計画TSI(案)の交渉経緯	14
3-4. ミニッツM/M(案)の交渉経緯	14
4. プロジェクトの基本計画	15
4-1. 協力目的	15
4-2. 協力の範囲及び内容	15
4-3. 予想されるアウトプット	16
4-4. 専門家派遣計画	16
4-5. 研修員受入計画	17
4-6. 機材供与計画	17
5. プロジェクトの実施体制	19
5-1. プロジェクトの管理運営体制	19
5-2. 予算措置	20

5-3.	関連施設の整備の現状と計画（土地、建物、付帯施設） ^{註1}	20
5-4.	カウンターパート等の配置計画	24
6.	プロジェクト実施上の留意点	27
6-1.	A1、A4 フォームの早期提出	27
6-2.	法律担当部局職員への協力要請	27
6-3.	苗畑施設建設の早期着工	27
6-4.	苗畑建設設計長期調査に係る事前情報	27
7.	その他特記すべき事項	31
7-1.	実施取り止めの理由	31
7-2.	要請から実施取り止めに至る経緯	31

資料編

資料1	「苗畑・展示林の確保」に関するミニッツ原本（英文）	1
資料2	「R/D (DRAFT)」原本（英文）	4
資料3	「T S I (DRAFT)」原本（英文）	14
資料4	「M/M (DRAFT)」原本（英文）	17
資料5	苗畑・展示林用地の土地登記抄本（写）（西語）	19
資料6	「苗畑・展示林の確保」に関するミニッツの邦訳文	24
資料7	「R/D (DRAFT)」邦訳文	26
資料8	「T S I (DRAFT)」邦訳文	34
資料9	「M/M (DRAFT)」邦訳文	37

1. 実施協議調査団の派遣

1-1. 派遣の目的、経緯

(1) 派遣の目的

当該調査団は、基礎調査団、事前調査団、長期調査員による調査結果を踏まえ、プロジェクトの実施体制を確認し、協力に関する事項について協議を行い、合意事項についてR/D、TSI及びミニッツにまとめ署名することが本来の目的であった。

しかしながら、実施協議調査団派遣直前の11月29日に、ホンデュラス事務所から「実施協議調査団派遣の前提条件である、プロジェクトサイトの苗畑、展示林用地の取得が法的問題等で難航している。」旨の連絡があったため、本調査団はこれを受け、当該用地が確保されない場合は、R/Dの署名は行わない対処方針のもと、現地にて実態を把握し、今後の対策を講ずることを目的として派遣された。

また、業務調整団員はR/D署名後1週間現地に滞在し、苗畑設計長期調査のための事前資料情報収集などプロジェクトの円滑な立ち上げに向けて補足調査することとした。

(2) 要請後の日本側対応

ア) 基礎調査団の派遣：1994年2月19日～3月12日（22日間）

基礎調査団を派遣し、要請内容の実態把握及び関連情報を収集しプロジェクト実施の可能性を調査した。

イ) 事前調査団派遣：1995年7月22日～8月11日（21日間）

事前調査団を派遣し、要請内容及び協力体制等を調査した。

ウ) 長期調査員の派遣：1996年6月30日～9月13日（76日間）

長期調査員を派遣し、協力の枠組みなどを詳細協議し、プロジェクト活動地の確保等、プロジェクト実施のための前提条件（苗畑・展示林及び実証林用地の確保）が満たされた後に実施協議調査団を派遣することを確認した。さらに実施体制及び協力の内容にかかる現地情報等を調査した。

(3) 苗畑、展示林用地の確保に関する経緯

プロジェクトサイトの苗畑、展示林用地の所管に関して、長期調査の際には、サンタバルバラ市長自らが市有地であると明言しており、長期調査終了以降、森林開発公社（COHDEFOR）は市に対してプロジェクトへの使用許可の手続きを進めていた。

10月14日には、サンタバルバラ市長がCOHDEFOR総裁に宛てた、「当該土地を当該プロジェクト用地として提供する事を確約し、現在そのための手続き中であること。また、市は全面的に当該プロジェクトを支持すること。」を表明した手紙がホンデュラス事務所より送付された（長期調査報告書参照）。併せて、実証林用地もサンタリタデオリエンテ、ラクエスタ、アグアカタルの3地区で約43ha確保できたとの報告があり、これらをもって、同日開催された長期調査帰国報告会において、実施協議調査団の派遣のための前提条件が整ったと判断し、12月に実施協議調査団を派遣する事を決定した。

しかし実施協議調査団派遣直前の11月29日に、ホンデュラス事務所から「苗畑、展示林用地の取得が法的問題等で難航している。」旨の連絡があり、実施協議調査団の派遣のための前提条件がくずれたが、この問題について現況を把握し、当該問題の解決に向けて今後の対応を検討することを当該調査団の調査目的の一つとして派遣を行なった。

1-2. 調査団の構成

担当分野	氏名	現職
総括	山縣 光晶	農林水産省 林野庁 業務第二課 国有林野総合利用推進室室長
林業技術協力	井上 泰子	農林水産省 林野庁 指導部 計画課
業務調整	木住野 茂夫	国際協力事業団 林業水産開発協力部 林業技術協力投融资課 ジュニア専門員

1-3. 調査日程

期日：1996年12月3日（月）～1996年12月15日（日）、13日間
（但し、業務調整団員は12月23日（月）まで21日間とする）

日順	日程	調査内容
1	(12/3火)	東京→ニューヨーク 移動
2	(12/4水)	ニューヨーク→テグシガルバ 移動、団内打合せ、JICA事務所打合せ、大使館表敬、
3	(12/5木)	経済企画庁表敬、森林開発公社表敬、R/D（案）の説明及び協議 A1、A4フォームについて関係機関と協議
4	(12/6金)	テグシガルバ→サンタバルバラ 移動、展示・試験林用地視察
5	(12/7土)	モデル林用地視察、事務所予定地視察
6	(12/8日)	専門家住環境調査
7	(12/9月)	サンタバルバラ→テグシガルバ 移動
8	(12/10火)	R/D（案）、ミニッツ（案）について関係機関と協議
9	(12/11水)	R/D（案）、ミニッツ（案）について関係機関と協議
10	(12/12木)	ミニッツ署名、大使館、JICA事務所報告
11	(12/13金)	移動 テグシガルバ→ニューヨーク（2団員） （業務調整団員残留）
12	(12/14土)	移動 ニューヨーク発（2団員） 苗畑建設に関する資料収集
13	(12/15日)	帰国 ニューヨーク→東京（2団員） 生活環境に関する情報収集
14	(12/16月)	生活環境に関する情報収集
15	(12/17火)	生活環境に関する情報収集
16	(12/18水)	苗畑建設に関する資料収集
17	(12/19木)	苗畑建設に関する資料収集
18	(12/20金)	A1、A4フォームアドバンスコピー取り付け
19	(12/21土)	移動 テグシガルバ→ニューヨーク
20	(12/22日)	移動 ニューヨーク発
21	(12/23月)	帰国 ニューヨーク→東京

1-4. 主要面会者リスト

(1) ホンデュラス森林開発公社 (AFE-COHDEFOR)

Administracion Forestal Estado - Corporacion Hondureña
de Desarrollo Forestal

Rigoberto Sandoval Corea
Renan Mairena
Elsa Rosa Lagos
Danilo H. Escoto
Marco Aurelio Rodoriguez
Victor Franco
Arnordo Bueso.A
Jose Domingo Savillon
Lorenzo David Avila
Pompilio Povon

総裁
プロジェクトコーディネーター
国際協力課長
計画部長
バッファゾーン課長
保護地区野生生物部技術顧問
北西営林局長
サンタバルバラ営林署長
サンタバルバラ営林署普及員
法律担当

(2) 経済企画省 (SECPLAN)

Guadalupe Hung Hacheco
Yoranda Madrid
Faust Lazo

国際局長
森林部門国際協力担当
森林部門国際協力担当

(3) 日本大使館

浜野 美智夫
三浦 春吉
大野 正義

特命全権大使
参事官
書記官

(4) JICAホンデュラス事務所

林 和範
小林 一三
山本 美香
中村 次義

事務所長
次長
所員
所員

2. 調査結果の要約

2-1. 苗畑・展示林用地確保に関する協議

前述のとおり、調査団派遣直前の11月29日に苗畑・展示林用地が未確保である旨が報告されたため、調査団は、「当該土地が確保されない限り、R/D署名は行わない」対処方針をもって調査に臨んだ。

現地調査の結果、当該土地は、当初サンタバルバラ市市有地とされていたが、実際は自治法務省所管の刑務所建設用地であったことが判明した。その後現場にて、COHDEFORから提示された代替地も含め検討した結果、現在自治法務省が所管する当初予定地をCOHDEFORへ所管換えることで対応することとなった。しかしながら、結果として、調査期間内での用地確保の確認が不可能であったため、R/Dの署名に至ることができなかった。このため、今後R/Dの署名の前提条件となる当該土地の所管換え手続き及び時期についてCOHDEFORと協議しその結果をミニッツとして署名した。

2-2. R/D(案)、TSI(案)、M/M(案)の内容の協議

R/D(案)、TSI(案)、M/M(案)の内容については、大幅な変更もなく合意し、プロジェクト開始日、日本側署名者の欄を空白にした形で、ミニッツの付属資料とした。

また、2団員の帰国後、署名されたR/D(案)の内、カウンターパートの配置等の内容について、一部変更するようCOHDEFORより要請があり、その内容について帰国後の実施協議調査帰国報告会で関係各省と協議し了承された。

2-3. プロジェクト概要

(1) プロジェクト名：

ホンデュラス森林保全計画

Forest Conservation Project in the Republic of Honduras

(2) 協力期間：

協力期間は3年間。開始時期については、当初予定は1997年3月17日であったが、今回の調査団でR/Dが署名できなかったため、今後の苗畑・展示林用地の確保の時期如何によって決定されることとした。

(3) 実施機関

ホンデュラス森林開発公社 (AFE-COHDEFOR)

ADMINISTRACION FORESTAL DEL ESTADO CORPORACION HONDURENA
DE DESARROLLO FORESTAL

担当部局：保護地区・野生生物部及びサンタバルバラ営林署

(4) プロジェクトサイト (プロジェクト位置図参照)

1) 事務所：

ア) COHDEFOR本部の一室 (プロジェクト発足時) (首都テグシガルバ)

イ) サンタバルバラ市内、元天然資源省農地改革庁土地登記プロジェクト事務所を改修して使用

2) フィールド：

ア) 苗畑・展示林：

サンタバルバラよりサンペドロスーラへの幹線道路を北へ3 Kmに位置する自治法務省所管の土地17 haの内5 haを現在COHDEFORに所管換えするよう手続き中

イ) 実証林：

サンタバルバラ国立公園のバッファーゾーン内に位置するサンタリタデオリエンテ、ラクエスタ、アグアカタルの3集落の住民等から提供される合計43 ha (面積はCOHDEFORからの申請の数字で、実際の面積はさらに少ないと思われる) の土地

(5) プロジェクト目標

サンタバルバラ国立公園の森林保全のための社会林業システム (異なった土地状況下において、適正な林業的手法を用いた土地利用を地域住民が実施するシステム) を試行した方法が提示される

(6) 活動内容

ア) 展示林においてアグロフォレストリー等の造林技術を用いた造林を行う。

イ) 社会林業システムの実証林を造成する

2-4. 調査団帰国後の苗畑・展示林用地確保の経緯

COHDEFORは、調査団に対して当該土地は1月中旬までに確保すると明言した。しかしながら、その期日までに土地は確保できなかった。COHDEFORが1月30日までに土地を確保できなければ、現在派遣待機中の専門家の候補を待機解除する対処方針をCOHDEFOR側に提示した。

結局COHDEFORは期日までに土地を確保できず、4名の専門家候補者は、候補から解かれた。

2-5. プロジェクト発足に係る対処方針（平成9年3月）

3月現在、未だ土地は確保されていないため、これまでの経緯を踏まえ、専門家のリクルートと派遣準備（派遣前研修及び派遣手続き等）を考え今後のプロジェクト発足に係る対処方針について以下のとおりとした。

- 1) 平成9年8月末までに苗畑、展示林用地が確保されれば、平成10年3月から協力開始とする。
- 2) 平成9年8月末までに苗畑、展示林用地が確保されなければ、実施取り止めとする。

2-6. プロジェクトの実施取り止め決定（平成9年8月末）

当該プロジェクトの懸案事項であった苗畑・展示林の確保の進捗について確認するため7月8日に本邦よりホンデュラス事務所へ問い合わせ、その回答が、8月14日にホンデュラス事務所からよせられ、「期限であった本年8月中には確保が困難である。」旨が報告された。この連絡を受け、関係各省と協議の上、当該案件は、8月末時点で実施取り止めとし、ホンデュラス事務所を通じて先方実施機関へその旨通知した。

併せて、外務省から在ホンデュラス日本大使館へも正式に案件取り止めの連絡を行った。

3. 討議議事録の交渉経緯

本調査団は、12月4日及び5日に、経済企画省（SECPLAN）、森林開発公社（COHDEFOR）、在ホンデュラス日本大使館、JICA事務所を訪問し、情報、意見聴取を行い日程調整を行うとともに、「プロジェクト活動用地（苗畑・展示林用地）が確保されない限り、R/D署名は行わない」対処方針を説明し了解を得た。

その後、12月6日から9日まで、サンタバルバラ市の当初苗畑、展示林予定地及び先方から示された代替地、専門家住居候補地、プロジェクト事務所予定施設、サンタリタデオリエンテ、アグアカタルの実証林予定地等の現地調査を実施した。

さらに、12月10・11日に①用地確保問題及び協力の内容、②R/D(DRAFT)、TSI(DRAFT)、M/M(DRAFT)の内容についてCOHDEFOR側関係者と協議し、12月12日に、苗畑、展示林用地の確保及び今後のR/D署名の条件についてCOHDEFOR側関係者と、ミニッツの署名交換を行った。

また、R/D(DRAFT)、TSI(DRAFT)、M/M(DRAFT)については、ミニッツの付属資料として添付し、今後当該用地が確保された時点で、関係各省と協議し、必要事項を修正した後これらにホンデュラス事務所長名で署名することとした。

以下に一連の交渉経緯を示す。

3-1. 苗畑、展示林用地の確保及び今後のR/D署名の条件の交渉経緯（ミニッツ）

(1) 苗畑、展示林用地の確保の手続き

調査団側からCOHDEFOR側に登記簿のコピー（ミニッツに添付）の提出を求めた結果、当該土地はサンタバルバラ市の所有ではなく、21年前の1975年9月16日にマウロ・エルネスト氏が刑務所建設のために国へ寄付したものであり、現在自治法務省が所管する国有地であることを確認した。

また、12月6日の現地調査においてCOHDEFOR側より提案のあった代替地についても調査検討したが、以下の理由で条件に適合しないことが明らかとなった。

- ①面積が1.4haと、必要な面積要件を満たしていない。
- ②水はけが悪く、乾期でも湿地状になっている。

従って、調査団は、現段階において苗畑・展示林用地として機能するのは、現在自治法務省所管の土地のみであるという結論を出した。

このためCOHDEFOR側は自治法務省より当該土地の所管換えを受けて苗畑、展示林用地とすべく必要な手続きに入ることとなった。所管換えの法的手続きについては、COHDEFORの法律担当官に協議への参加を要請し、確認しながら協議を進めた。

所管換えの手続きについてはまず

- 1) COHDEFOR総裁と自治法務大臣の間で所管換えを同意するための協議を行う。

同意が成立したら COHDEFOR 総裁は自治法務大臣に所管換えの要望書を提出する。
これを受けて

2) 自治法務大臣は大統領に同上要望書を提出する。

これを受けて

3) 大統領が所管換えを決定し、所管換えの手続きを行うべき旨の指令書を法務院に発出する。

これをもって

4) 法務院において、COHDEFOR の所管する国有地として、弁護士が具体的に登記する手続きを行う。

これにより、当該土地は COHDEFOR の所管となり、プロジェクトサイトとして使用できる土地として確保されることとなる。

ちなみに、12月20日の段階で所管換えの手続きの1)の同意は成立していると COHDEFOR 担当者から報告があった。

また、サンタバルバラ市が当該土地を同市所有のものと誤解していたため、今後プロジェクトの運営に支障を来さないためにも、以下の手続きを行うこととした。

5) サンタバルバラ市長が COHDEFOR 宛に「当該土地が国の所有である旨の確認及びプロジェクトへの賛意を表明する」内容の文書を送る。

この件に関しては、ホンデュラス側の対応にまかせた方が良く判断したため、当該調査団は直接サンタバルバラ市長には、面会しなかったが、COHDEFOR の担当者が市長に当該土地の所管の現状について説明したところ、前述の5)の文書を送付することについて口頭で同意した旨報告があった。

(2) 今後のR/Dの署名の条件

プロジェクトの実施には当該土地が確実に確保されることを確認することが不可欠である。本来であれば、上記の「用地確保の手続きの4)」の土地登記完了をもって土地の確保とするのが理想的であるが、COHDEFOR 側の予測で2月上旬になるという見解を示しており、これを待っていれば、当初予定の3月17日発足は困難となる。したがって、プロジェクトを可能な限り早期に立ち上げることも求められていることから現実的対応として、上記の「用地確保の手続きの3)」の大統領の指令書が発出された段階で、土地が確保されたと判断することとした。この結果を得て、COHDEFOR が以下の資料を JICA ホンデュラス事務所長宛に提出することを今後の R/D の署名の条件とした。

① 前述の「用地確保の手続き3)」の大統領の指令書のコピー

② 登記が完了するまでの具体的な手続き及び日程

③ サンタバルバラ市長からの文書のコピー

これらの書類がそろった段階で、必要に応じてプロジェクト開始日等の R/D (案)

変更箇所を日本側の関係各省と協議し修正した後、ホンデュラス事務所所長名で署名することで合意した。

(3) プロジェクト開始日

プロジェクトが当初予定通り3月17日に開始されるためには、早期のR/D署名が必要である。COHDEFORから用地確保の手続き3)は1月中旬で完了すると口頭にて説明があったが、設定されているプロジェクト開始日を変更させないためには、できる限り12月中に手続きを完了させるようCOHDEFORに要望した。また、COHDEFORは、この用地確保の手続き3)が12月中に終了しない場合は、プロジェクトが3月17日に開始されないことがあり得ることを了承した。

3-2. 討議議事録R/D(案)の交渉経緯

討議議事録R/D(案)等の協議にあたっては、派遣前に日本側のR/D(DRAFT)案をホンデュラス事務所を通じてCOHDEFORに提示した上で来ホした。協議は大きな問題もなく主に以下に記す内容について、協議が行われた。

(1) プロジェクトの名称

当初案どおり合意した。

(2) マスタープラン (ATTACHED DOCUMENT I-2、ANNEX I)

長期調査時にマスタープランについて協議し双方の協力内容について確認していたが、長期調査終了後の本邦検討でマスタープランの書きぶりを一部改良したため、これについて確認した。変更後のマスタープランは、長期調査時に両方で内容を合意したマスタープランとプロジェクトの主旨、中身に大きな変更はなかったため、特に変更箇所もなく原案のとおり合意した。

(3) 造林プロジェクト推進対策事業 (ATTACHED DOCUMENT II-4、特別措置)

苗畑・展示林の造成は造林プロジェクト推進対策事業で実施することとし、日本側のとるべき措置の特別措置 (SPECIAL MEASURES)として、本事業の実施を盛り込んだ。3年間という限られた期間において円滑にプロジェクトを推進するために、早期の苗畑の建設が必要である。従って、プロジェクト開始の1ヵ月後の4月に本事業を申請することが望ましい。そのための苗畑建設の詳細設計、積算に関する情報については、2月に苗畑建設計画長期調査員を派遣することで対応するものとした。

(4) 専門家の派遣 (ATTACHED DOCUMENT II-1、ANNEX.II)

日本側は、

- ・社会林業兼チームリーダー
- ・社会経済兼業務調整
- ・アグロフォレストリー兼造林
- ・苗畑

の長期派遣専門家を4名派遣することとし、必要に応じて短期派遣専門家を派遣することとした。

(5) カウンターパート及び事務職員の配置 (ANNEX V)

カウンターパートの配置に関しては、当初R/D DRAFT署名前の協議において、日本側は、当初案の5分野（社会林業、社会経済、アグロフォレストリー、造林、苗畑）について各2名ずつ合計10名とプロジェクトマネージャーの併せて11名のカウンターパートを要請していたが、実質的にCOHDEFOR側で対応できないとの回答を得て、各分野に一人ずつ配置することで合意せざるを得なかった。また、COHDEFOR側よりカウンターパートが日本へ研修する際の補足スタッフ及び、プロジェクトマネージャー補佐役として、アシスタントプロジェクトマネージャーを配置するとの提案があり双方合意した。従ってR/D DRAFT署名時点では合計7名の体制とした。

- ・プロジェクトマネージャー：1名
- ・アシスタントプロジェクトマネージャー：1名
- ・カウンターパート（5分野）：5名

しかしながら、R/D DRAFT署名後の12月17日の協議において、COHDEFOR側より日本側専門家の分野（4分野）ごとに1人ずつカウンターパートをあて、日本側専門家と同様プロジェクトマネージャーが社会林業の分野を兼業し、造林とアグロフォレストリーの分野も分けずに兼業とすることで対応したい旨の要請があった。この体制では、実質5名のカウンターパートが配置されることになる。

- ・プロジェクトマネージャー兼社会林業のカウンターパート：1名
- ・アシスタントプロジェクトマネージャー：1名
- ・カウンターパート：3名

これを受けて、日本側は1997年1月8日に開催した帰国報告会にて関係各省の了承を得て、R/D署名時に修正することとした。

R/D DRAFT署名後の修正内容は以下のとおり（下線部分）

(ア) 修正前

4. Full Time Counterpart personnel in the fields of:

- (1) Social Forestry
- (2) Socio-Economics
- (3) Nursery
- (4) Afforestation
- (5) Agroforestry

(イ) 修正後

4. Full Time Counterpart personnel in the fields of:

- (1) Social Forestry

(2) Socio-Economics

(3) Nursery

(4) Afforestation and Agroforestry

NOTE: The Project Manager engages in the Full Time Counterpart personnel in the fields of Social Forestry.

(6) 付属文書 ATTACHED DOCUMENT IV-2 及び ANNEX VII-2-(2)

のプロジェクトマネージャーの肩書き名

プロジェクトマネージャーの肩書き名に関しては、R/D DRAFT署名前の協議において、プロジェクトマネージャーの候補者であり、現在「保護地区・野生生物部バッファゾーン課長」の職にあるマルコ・アウレリアーノ氏の現職名をR/Dに記すべきかどうかを確認したところ、現職名を記すことで対応したい旨の回答を得たため、R/D案に記した。

しかしながら、R/D DRAFT署名後の12月17日の協議において、COHDEFOR側より、マルコ・アウレリアーノ氏は1997年1月を持って、当該プロジェクトマネージャーとしてサンタバルバラに駐在するため、現職のバッファゾーン課長の職を解任し「サンタバルバラ営林署付サンタバルバラ国立公園管理者」という肩書きに変更となる説明があり、以下の2箇所を修正するよう要請があった。これを受けて、日本側は1997年1月8日に開催した帰国報告会にて関係各省の了承を得て、R/D署名時に修正することとした。

1) ATTACHED DOCUMENT IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECTを以下の通り修正（下線部分を修正）

(ア) 修正前

2. The Director of Management of the Buffer Zone Division of the Protected Area and Wildlife Department, AFE-COHDEFOR

(イ) 修正後

2. The Manager of Santa Barbara Mountain National Park of Forest Management Office in Santa Barbara, AFE-COHDEFOR

2) ANNEX VII JOINT COORDINATING COMMITTEE

2. Composition (2) Honduran side、⑤、を以下の通り修正（下線部分を修正）

(ア) 修正前

⑤ Project Manager, The Director of Management of the Buffer Zone Division of the Protected Area and Wildlife Department, AFE-COHDEFOR

(イ) 修正後

⑤ Project Manager, The Manager of Santa Barbara Mountain National Park of Forest Management Office in Santa Barbara, AFE-COHDEFOR

(7) ATTACHED DOCUMENT III-6、(4)及び(5)

ホンデュラス側は付属文書III-6「(4)ホンデュラス共和国における公務出張に関わる日本人専門家に対する交通手段及び旅費の便宜」及び「(5)日本人専門家とその家族に対する適当な家具付き住居施設の提供」の項目は受け入れられないとコメントがされた。

これに対し日本側は、この項目はR/Dの定形部分でもあり変更困難であること、また、同じホンデュラス国で実施中のJICAの農業プロジェクトのR/Dに全て記載されており、ホンデュラス国内での書類上の問題はないことを説明した。さらに、日本人専門家の住居は、先方が提供できない場合には日本側が手当する旨を説明し、ホンデュラス側もこれを了解した。

(8) 西語でのR/D作成について

COHDEFOR側より、西語のR/Dの作成依頼があったため、あくまでも、署名は英文で行うことを伝えた上で、ホンデュラス事務所が、西語の仮訳を作成し、参考資料として協議にて使用した。

3-3. 暫定実施計画TSI(案)の交渉経緯

(1) 活動計画

活動の暫定実施計画について説明し、その内容について合意した。特に苗畑の造成開始時期については、特別措置の造林対策事業の実行に伴う手続きが完了してからでないと開始できない旨を説明した。これらの手続きには、実施計画の承認、口上書の交換など時間がかかることを説明した。

(2) 投入計画

投入計画に関しては、当初案にホンデュラス側投入のアシスタントプロジェクトマネージャーが明記されていなかったため、これを加えて修正した。その他の項目については変更もなく双方合意した。

3-4. ミニッツM/M(案)の交渉経緯

今後R/Dが署名された場合、プロジェクトが円滑に発足できるために必要な手続きの期限や、プロジェクト発足後のホンデュラス側の具体的な支援体制に関して双方協議し、以下の内容でミニッツに記した。

この内容は、R/Dが1月中旬に署名され、プロジェクトを3月17日に発足することを前提に各項目の期限を設定しているため、今後の土地確保の手続きの遅れにより、3月17日の発足が困難になる場合は、今後R/Dが署名された時点で、これらの期限について関係各省と協議し修正をすることとした。

- 1) ホンデュラス共和国政府は、当該プロジェクトの活動のために1997年会計年度に特別予算を確保し、公式手続きに基づく予算を確保するために必要な手

段をとる。

- 2) ホンデュラス共和国政府は、1997年1月末日までに4名の長期専門家の申請書類（A1フォーム）と機材供与申請書類（A4フォーム）をJICAホンデュラス事務所に提出する。
- 3) ホンデュラス共和国政府は、日本人専門家へのフルタイムカウンターパート要員のリストを1997年1月末日までにJICAホンデュラス事務所に提出する。
- 4) ホンデュラス共和国政府は、サンタバルバラにプロジェクト事務所が設置されるまでAFE-COHDEFORの本部に日本人専門家のための部屋を用意する。
- 5) ホンデュラス共和国政府は、日本政府の技術協力計画によって調達されるまで、日本人専門家が使用するための車両を少なくとも2台用意する。
- 6) 日本政府が短期派遣専門家を派遣する際、ホンデュラス共和国政府は、必要に応じて新たな当該専門家のカウンターパートを配置する。
- 7) ホンデュラス共和国政府は、当該プロジェクト開始に先立って相互に討議し同意した全ての事柄について JICAホンデュラス事務所と連絡をとる。
- 8) 日本国政府はプロジェクト開始後6カ月後に当該プロジェクトの詳細活動計画の策定ための調査団を派遣する。

4. プロジェクトの基本計画

4-1. 協力目的

サンタバルバラ国立公園において、焼畑移動耕作が実施されているバッファーズーンの森林を保全し、あわせてコアゾーンの森林に対する圧力を減少させるために、焼畑移動耕作に代わる社会林業システムの開発に取り組むことを目的とする。本プロジェクトでは、この社会林業システムを試行した方法を提示することを目標とする。

4-2. 協力の範囲及び内容

(1) 協力の範囲

3年間という限られた期間において対応が可能な範囲、さらに協力をより効率的、効果的に実施するために、協力の範囲を、プロジェクトサイトにおいて社会林業システムを試行し、その経過において、カウンターパートに技術移転を行うこととした。したがって、その社会林業のシステムの他地域への普及は当該プロジェクトの協力外であることとする。

(2) 協力の内容

この社会林業のシステムは主として森林の保全に有効なアグロフォレストリー等の造林技術を具体的な手段とし、地域住民自らが参加するものとする。本来このプロジェクト予定区域のバッファーズーンは登記簿上は国有地、公有地となっている。

しかし、実際は地域住民がある一定の期間占有していた結果、使用权等の権利が発生しており、彼らが私有地の様に使用している。これらの土地の一部をCOHDEFORが借り受け、プロジェクトの実証林として土地無し農民等に植林、耕作させることにより、アグロフォレストリー等の技術を提示する。

また、サンタバルバラ市街地に隣接する交通アクセスの良い箇所に苗畑及び展示林を設ける。苗畑では展示林及び実証林で使用する苗木を生産し、展示林では当該地域に適すると見込まれるアグロフォレストリー等の造林技術を用いた造林を行う。

4-3. 予想されるアウトプット

当該案件は3年間という短期間で成果を示さなければならない。しかしながら展示林や、実証林に造林した樹木はプロジェクト終了時評価時（終了6カ月前に実施）にはまだ1年半生であって、これらの生育状況や造林面積を評価の対象とすることは適切ではない。従って当該プロジェクトの評価にかかる具体的な成果品として、プロジェクトサイトでの社会林業システムの試行という一連の活動経過を整理し、報告書にまとめ提示されたものとする。その具体的な内容は以下が考えられる。

- (1) 社会経済調査の方法
- (2) 樹種、農作物、その他の導入物の選定方法
- (3) 展示林の造成方法及び管理方法
- (4) 住民参加へのアプローチの方法
- (5) アグロフォレストリー等の造林技術と、参加する住民の組み合わせの設計方法
- (6) 各種活動のモニタリングの方法
- (7) 苗畑の造成、運営管理方法
- (8) 各種樹木の育苗方法
- (9) 実証林での活動結果の評価方法
- (10) その他

4-4. 専門家派遣計画

(1) 長期派遣専門家

プロジェクトの実施を円滑に推進するためには、下記の分野の長期派遣専門家の派遣が必要である。現在4名の長期派遣専門家の派遣が予定されている。各専門家の業務内容は以下の通りである。

1) チームリーダー兼社会林業：

プロジェクトの総括及び、ホンデュラス側幹部との交渉。社会林業システムの実施に関し、担い手、土地条件及びアグロフォレストリー技術等の組み合わせを検討し、具体的な実証林の案を策定するとともに、その造成をおこなう。

2) 社会経済調査兼業務調整：

プロジェクト地域の土地所有及び利用状況、農業生産構造、居住構造、及び森林、林業に対する住民のニーズ等の情報の収集、分析を行い、社会林業システムの試行に必要な基礎的な社会経済状況を明らかにするとともに、担い手の検討を行うものとする。また、業務調整として、予算管理、チームリーダーの補佐、各種連絡調整の業務を行う。

3) アグロフォレストリー兼造林：

既存のアグロフォレストリー及び造林技術を収集分析し体系化するとともに、当該地域の社会経済状況、土地状況に適したアグロフォレストリー及び造林技術を用いて展示林及び実証林を設計し造成する。

4) 苗畑：

中米地域の育苗技術の資料、文献を収集し、当該プロジェクトで実施すべき育苗技術の体系化を行うとともに、苗畑の造成及び管理運営を行う。

(2) 短期派遣専門家

プロジェクト活動に関する他の必要な分野について、短期派遣専門家を必要に応じて派遣することになる。まずはプロジェクト開始の1カ月後程度の時期に社会経済調査の短期派遣専門家を派遣する必要がある。これは、社会経済の長期派遣専門家が、業務調整と兼業しているため、プロジェクト立ち上げの業務調整の作業が最も多忙な時期に、併せて同じく早期に社会経済調査を行わねばならないという理由から、短期派遣専門家が最初のベースライン調査を先行して行い、長期派遣専門家がそれを引き継ぐ形をとることが望ましいためである。

また、当該プロジェクトはアグロフォレストリーの技術が大きなプロジェクトの柱であるため林業分野以外の野菜栽培や、熱帯果樹栽培等の農業分野の専門家の派遣も望まれるところである。

4-5. 研修員受入計画

カウンターパートの日本での研修受入は年間2~3名程度とした。まずは、今後のプロジェクト運営を円滑にするためにも、COHDEFORの幹部への研修受入も効果的に配置するなどの考慮が必要である。

4-6. 機材供与計画

初年度分については、車両やコンピューター等の事務機器等のもとより、社会経済調査用機材、苗畑用機材、アグロフォレストリー・造林用機材、気象観測用機材について、A4フォームにまとめて、R/Dの署名後至急提出するよう要請した。

5. プロジェクト実施体制

5-1. 管理運営体制

(1) プロジェクトの管理運営

プロジェクトの管理運営については、R/D付属文書IV「プロジェクトの運営」に記載されているとおり行われていくことになる。

つまり、プロジェクトの全責任者となるプロジェクトダイレクターをCOHDEFOR 総裁とし、プロジェクトの管理運営の責任者となるプロジェクトマネージャーをCOHDEFOR サンタバルバラ営林署サンタバルバラ国立公園管理担当者とした。

このことから、以下のようなホンデュラス側の体制となっている。

実施機関：ホンデュラス国 森林開発公社 (COHDEFOR)

担当部局：COHDEFOR 保護地区・野生生物部

実施部局：COHDEFOR 北西営林局 サンタバルバラ営林署

担当部局となっている保護地区野生生物部は、ホンデュラス全国の国立公園行政を統括する部署であり、本プロジェクトの窓口機関となる。また、実施部局は北西営林局管轄のサンタバルバラ営林署となる。COHDEFORから本プロジェクトのカウンターパートの配置は未だ決定していないが、現在の営林署員がすべてカウンターパートになるのではなく、プロジェクトのために新たに人員を配置するという説明があった。

なお、1997年1月より組織変更のため海外援助の窓口機関であった経済企画庁 (SECPLAN)が大統領府にとりこまれる旨説明があった。

(2) 合同調整委員会

プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するために次のような構成で合同調整委員会が設置されている。

1) 委員長：COHDEFOR総裁

2) ホンデュラス側構成員

①経済企画庁 (SECPLAN) 国際協力局長

②COHDEFOR プロジェクト調整部長

③COHDEFOR 計画部長

④COHDEFOR 保護地区・野生生物部長

⑤COHDEFOR 側プロジェクトマネージャー

(AFE-COHDEFOR サンタバルバラ営林署サンタバルバラ国立公園管理担当)

⑥カウンターパートのうち委員長が指名した者

3) 日本側構成員

- ①チームリーダー（チーフアドバイザー）
- ②調整員
- ③専門家
- ④JICAホンデュラス事務所長
- ⑤JICAから派遣された者（必要に応じて）

4) オブザーバー：在ホンデュラス日本大使館員

(3) 実行組織図

本プロジェクト実行にあたっては図-2. に示される組織体制で運営される。

5-2. 予算措置

プロジェクト実施にかかるCOHDEFOR側の予算措置は、現在、初年度予算として事業費及び人件費を日本円で500万円程度準備している（表-1参照）。COHDEFORが支出する費用の内訳をみると、予算の約8割がカウンターパート等の人件費にあてられ、その他に、事務所の管理費（水道、電気、国内電話料金等）、車両の燃料費が計上されている。また、表-1には計上されていないが、供与車両の車両保険費は、COHDEFOR側で負担するという説明があった。また、プロジェクト実施2年日以降の具体的な予算計画は未定の由である。

COHDEFORの予算手当はR/Dの署名をもって大蔵省に申請することとなる。申請時期は特に指定されていない。COHDEFORは材木を販売した収益を源とした独立した財源を有するため、予算は100%COHDEFOR自身が確保しており、大蔵省への申請は認可の手続きのみで、実質的には申請額が100%執行できる。

大蔵省には事前に当該プロジェクト予算の申請を新たに行う旨を伝えている。

5-3. 関連施設等の整備の現状と計画（土地、建物、付帯施設）

(1) プロジェクト事務所

プロジェクトの事務所については、サンタバルバラ市内に位置し天然資源省所有の現在農地改革庁（INA）の土地登記プロジェクト事務所として使用されている建物を改修工事を行った上で使用することが最良と考えられるが、COHDEFORによれば、工事費の予算手当は困難な状況であり、日本側負担での実施を要望している。この建物は1996年12月の土地登記プロジェクト終了にともない、1997年1月よりCOHDEFORに譲渡されるよう手続きが進められている。建物には電話線、電気、水道設備が備えられている。

さらに、併せて隣接地約0.3haも譲渡されることになっており、苗畑が造成されるまでの小規模仮苗畑として使用することが可能である。

また、先方担当者と協議し、事務所の改修案を作成した。なおこの案を元に、現地業者が概算見積もりを提出する事となっており、1月中にCOHDEFORを通じてホンデュ

表-1. COHDEFOR側負担プロジェクト年間運営費

番号	費目	レンピーラ
1	常勤職員給与	333,600
2	日雇い労働者給与	1,800
3	年末特別給与	27,800
4	長期休暇時給与	27,800
5	ボーナス	27,800
6	電話使用料	3,000
7	電気使用料	600
8	国内運送輸送費	6,000
9	郵便料金	480
10	車両賃貸料	1,800
11	事務用品機器修繕維持費	1,200
12	車両修繕維持費	9,600
13	上記以外の必要経費	982
14	食費(集会時)	1,200
15	飲料費(集会時)	1,800
16	事務用紙費	1,200
17	紙製品購入費	960
18	筆記用具購入費	960
19	タイヤ交換等諸経費	7,120
20	燃料・潤滑油経費	18,000
21	防虫剤・消毒薬等購入費	500
22	衛生関係物質購入費	200
23	ペンキ等塗料費	100
24	他の化学製品等	1,000
25	事務所消耗品	1,000
26	清掃消耗品	400
27	交換部品及びアクセサリ	1,265
28	事務機器購入費	9,000
29	事務機器付属品、修繕、特別購入費	1,000
30	研修費	3,336
31	年金	44,352
	合計	535,855

1ドル=12.5レンピーラ

1ドル=115円

1レンピーラ=9.2円

4,929,866円

ラス事務所に提出される予定である。

(2) 実証林用地の確保

実証林用地については、当初予定の面積要件（3集落で合計45ha）は満たされないものの、実際に地域住民からプロジェクト活動用地として使用する目的での提供があったことを現場で確認した。しかしながら土地提供者のプロジェクトに対する理解度に疑問が残った。

提供された土地は土地使用の同意書のデーターをみると

- ・サンタリタデオリエンテで13区画、約12ha、参加者15名。
- ・アグアカタルで8区画、約27.7ha、参加者8名。
- ・ラクエスタで1区画、約2ha、参加者1名。

合計22区画で約41.7ha、参加者24名となっている。ただし、現地調査で訪問した3箇所の予定地の実際の面積は、COHDEFOR側より書面で提示された面積に比べ、目見当ではあるが3～4割狭いと感じられた。この事実から察するに、実際に確保されている面積は、全体で30ha程度と見込まれる。

現地調査において実証林の土地提供者3名と面接したところ、いずれの提供者もプロジェクトの実施に大きな期待を寄せているようであった。しかし、実証林の土地については①何の条件もつかない状態で、②100%地主が納得してCOHDEFORに提供されるものとして確保することをCOHDEFORに要請しているが、自らが優先的にその土地を使用してプロジェクトに参加できるものと考えていた地主もいた。このため、調査団はCOHDEFORに対し、上記の土地提供の条件について地主に再確認をするよう求めるとともに、実証林の面積についてすでに提示している条件を満たすよう強く申し入れた。

(3) 苗畑、展示林用地

前述のとおり、現在当該土地は未確保であり、今後の早急な所管換え手続きをCOHDEFOR側に強く要望した。

(4) サンタバルバラの専門家宿舎候補地選定

サンタバルバラにはマンションやアパート等の建物は存在しない。借家としては、現地の小学校教諭養成学校（生徒は日本の高校生と同じ年齢）の生徒が利用する6畳一間にトイレ、シャワー共同という施設がほとんどであり、物件数は限られている。したがって、専門家宿舎としての物件は、現在家主が他の大都市に居住して、空き家になっている1軒屋などしか見込まれない。今回の調査では、タイミング良く、後者の物件がサンタバルバラの専門家住居として3件、事務所改修までの仮事務所として1件、と合計4件の候補を確認する事ができた。これらの概要を以下に示す。これらの建物について、プロジェクトが3月に発足する場合は、4月からそれらを借用できるよう、COHDEFOR担当者と各家主との間で口頭による了解を得ている。

しかしながら、プロジェクトの開始が遅れた場合は、自動的にこれらの物件は確保できなくなるため、あらためて、住居候補地を選定し直さねばならず、その場合通常は当地で現在確保している物件と同等の物件を確保することは困難であることを認識しておかなければならない。

1) 専門家住居候補地A

ア) 家主：Manuel Pineda (連絡はAlejandro Valo氏をとおして)

イ) 建築形態：3階建て、現在増改築中、工事は2月以内に全て終了見込み

ウ) 1階：8x10m広間、台所、トイレ (要改修)

2階：2部屋、大広間、台所、トイレ、ガレージ乗用車1台分

3階：2部屋、トイレ

エ) 料金

a) 1階と2階：2500レンピーラ

b) 2階と3階：2500レンピーラ

c) 全て：3500レンピーラ

オ) 現在他の借り手候補がいるので契約の条件次第で借用可能。

2) 専門家住居候補地B

ア) 家主：Sra. Daisy Handal TEL:64-2023

イ) 建築形態：平屋。庭付き。別荘のような一軒家。3部屋各部屋にトイレ着き。台所、大広間。電話あり。ガレージ有り

ウ) 位置：サンタバルバラからサンペドロスーラ方面に車で5分 (約2 km) のガレラ地区内

エ) 料金：2000レンピーラ

オ) 住居として良好。現在医師の家族が居住しているが、3月に引っ越すとのこと。

3) 専門家住居候補地C

ア) 家主：Sra. Daisy Handal TEL:64-2023

イ) 建築形態：2階、4部屋各部屋トイレ付き。居間、台所ともに15畳程の広さ。数部屋にクーラー装備。温水器付き。一階は女中部屋と倉庫。

ウ) 料金：70000レンピーラ

エ) 位置：サンタバルバラ市街地の入り口のガソリンスタンド隣

オ) 評価：最高の物件。1月15日に、現在住んでいる大家がサンペドロスーラに引っ越すことが決定すれば借用可能。専門家の生活スペース以外に2部屋程度を短期専門家の滞在時用に確保できる。

5-4. カウンターパート等の配置計画

ア. COHDEFOR側のカウンターパートの内訳については

- ①プロジェクトマネージャー兼社会林業
- ②アグロフォレストリー兼造林
- ③苗畑
- ④社会経済
- ⑤アシスタントプロジェクトマネージャー

各1名計5名の配置とする。

イ. アシスタントスタッフの内訳については

①秘書

②運転手

③掃除婦

④総務兼会計はサンタバルバラ営林署の現職職員が担当

⑤ガードマンは現在サンタバルバラ営林署が雇用している2名のうち1名を充当

⑥苗畑作業員は日雇い人として申請

これらの全ての要員は、プロジェクトサイトであるサンタバルバラのプロジェクト事務所もしくは苗畑、展示林に勤務する事になる。なお、プロジェクトマネージャー以外具体的な人選は未定であり、M/M (DRAFT) にも示したとおり、R/Dが署名された後、約1カ月以内に人選を行いJICAに報告するよう指示した。

6. プロジェクト実施上の留意点

6-1. A1、A4 フォームの早期提出

実施協議期間中にA1、A4 フォームのドラフトのコピーが提出されたが、英文のタイプミス等の修正事項があるため、オリジナル提出時にはホンデュラス側に修正依頼をする必要がある。また、これにはR/D署名日等が記入されていないので、アドバンスコピーとしての効力は無い。

正式なA1、A4 フォームの提出は、1月末日までという期限をミニッツに記してあるが、1月から技術協力の窓口機関であった経済企画省が機構改革により大統領府へ統合されることが決定しており、それに伴う書類手続きの遅れが心配される。

6-2. 法律担当部局職員の協力要請

土地提供などの問題はすぐれて法律上の問題、社会制度的問題を内包するので、本件協力については、技術分野のカウンターパートだけではなく、必要に応じて、法律担当部局の職員の意見を聞くことが望ましいと考えられ、今後COHDEFOR側に随時必要ときに法律担当部局の職員の協力を要請する必要がある。

6-3. 苗畑施設建設の早期着工

現在COHDEFORは、サンタバルバラ付近に苗畑施設を保有しておらず、これらは、日本側が造林対策費を活用して建設する必要がある。3年間という限られたプロジェクト期間で円滑にプロジェクトを運営するためには、この苗畑の早急な建設が必須である。従って、プロジェクト発足と同時に苗畑及び付帯施設の建設の手続きを申請できるよう、プロジェクト発足前の2月中旬から苗畑建設設計長期調査員の派遣を考えた。調査員派遣時には、苗畑用地の境界確定が終了していることが望ましいが、それが終了していない場合も、当初予定どおり上記長期調査員を2月中旬より派遣し、苗畑設計のための現地測量は、関係者立会のもと、安全値を踏まえた用地設定を行うことで対応することとした。

6-4. 苗畑建設設計長期調査に係る事前情報

(1) 苗畑設計経験者の有無

COHDEFOR内に苗畑設計をおこなう部門 (Seccion de Viviero)があり、作業小屋等の付帯施設も含めた設計、見積もり積算までを行える能力があると旨の説明があった。

長期調査時には、その部門の担当者1名及びプロジェクトマネージャーのマルコ氏が随時同行する。

COHDEFOR職員の苗畑設計長期調査カウンターパート候補者：

・ Ing.For. Armand Zuniga:Seccion deViviero,COHDEFOR

他のオプションとして、苗畑設計ができる個人経営者を雇用することも考えられる。

ホンデュラスでは通常の建設コンサルタントは苗畑設計の知識がないため、COHDEFORの仕事を実際請け負った経験があり、技術的に信頼できる個人経営規模のエンジニアを雇用する必要がある。

個人業者の苗畑設計長期調査カウンターパート候補者：

- ・ Ing.For.Oscar Ochoa Mendoza:Tropical Seeds S.de R.L;現在ESNACIFOR (林業大学校)の講師もつとめる。
- ・ Ing.For.Vapsy Ordonez:Tabaquela Hondulena
- ・ Ing.For.Mario Savillon:アグロフォレストリーカウンターパート候補者、サンタバルバラ出身

上記の苗畑設計長期調査カウンターパート候補者は、マルコ氏があらためて、各人と、直接確認をとり1月20日までに実際の苗畑設計長期調査カウンターパートを選定する事となった。

またCOHDEFORには土木技術者(Ing.Marco Antonio Zuniga :Seccion Norma y Control)の職員もいるので、ホンデュラスの建築基準、施行基準等に関する情報提供はできるとのこと。今回の調査中は休暇中で彼と直接コンタクトはとれなかった。現在、各基準の簡易表を提出してもらうよう要請している。電気関係に関することは、業者に確認する必要がある。

(2) 測量技術者

上記苗畑設計部門の担当者も測量技術は把握しており、実際に測量を行うときには、ポール持ち等の日雇い労働者をつけるだけで対応できる。また、必要に応じて測量会社から、作業員を雇用することもできる。

一般作業員の給料は月額700~1000レンピーラ(60~90ドル)、測量知識を持った作業員(マエストロ)は、1500~1800レンピーラ(120~150ドル)程度。

(3) 測量機材の借用

コマヤグアのかんがいプロジェクトが所有する測量機材(トランシット、レベル、巻き尺、ポール、箱尺など)を借用することを確約した。調査の事前に、プロジェクト調整専門家に借用機材のリスト等の詳細及び借用期日について改めて要請する必要がある。

(4) 苗木生産地の視察

サンペドロスーラ市の苗畑、など、広葉樹を含む苗木生産を行っている苗畑を2、3日かけて、視察するスケジュールをプロジェクトマネージャーのマルコ氏が準備する。

(5) 既存苗畑の図面の提示

参考資料として、既存の苗畑の設計図面が調査以前に提示される。本調査期間中の確保は難しいとのことなので、郵送してもらうことになる。

(6) 種子の供給源

サンタバルバラとテグシガルバを結ぶ街道沿いの町シグアテペケにある林業学校 (ESNACIFOR) 内に種子バンクがあり、常時在来及び、外来樹の種子を供給している。今回林業学校の種子リストを入手した (別添資料1)。

また、種子を販売している業者もある。現在、種子業者のリストの提出をマルコ氏に依頼中。

(7) 苗畑予定地一般事情

1) 水源について

- ・水道管が通っているが、乾期にも定期的に水が供給されるかは不明であるため、井戸と併用するような対策が必要。
- ・水道管の水圧、管径については、現在情報収集中。
- ・給水タンクの設置は不可欠。
- ・井戸は当該用地の上部でも実際に掘削されており、水脈があることは確かであるが、その深度に関する情報は未だ不明。現在現場の担当者が確認中。
- ・井戸掘り業者は数社あり、特に掘削機の不足による、工事の遅滞は生じないとのことであるが、念のため、COHDEFOR担当者に業者リストを提示してもらい、各業者のスケジュールを確認し、苗畑施行工事予定時期に掘削ができるかどうかを確認してもらう。

2) 害虫の有無

ホンデュラスには葉切り蟻がおり、苗に被害をもたらす。しかしながら苗床を特殊な構造に改良することを持ってこれに対応することは不可能で、蟻塚の周囲に毒を盛るなどの対応しかないとのこと。サソリや毒蛇などは生息していない。

3) 気象観測所の有無

サンタバルバラ市には気象観測システムはなく、近隣では約60 km離れたキミスタン、またヨホア湖に観測所があるとのこと。サンタバルバラ市近辺ではハリケーン等の被害は無い。

4) 排水溝の有無

当該用地及びその周辺には雨水のための排水溝は無い。

5) 苗木ポットの種類

直径10cm長さ20cmが主流。底及び側面に水抜き穴のついたもの。コーヒー組合の店、もしくはPLASTICO DE HONDURASという、ビニール製品を扱っている会社で購入できる。

6) 種子保管庫の形態：種子の量によって異なる。一般的に冷蔵庫。

7) 土の取得先：近くの川周辺から取得可能。

8) 焼土殺菌の要不要：焼土殺菌は不要。

9) 建設資機材情報（資材単価）：後日送付。

10) 苗畑予定地の境界杭の有無

所管換えの手続きの最終段階の登記を行う前に、COHDEFOR、サンタバルバラ市登記課、サンタバルバラ県の3者で境界査定を行い、杭うちを行う。

7. 案件実施取り止め

7-1. 実施取り止めの理由

平成8年6月30日から9月13日まで派遣された長期調査時に、本案件の実施にかかる前提条件として、苗畑・展示林の用地確保をホンデュラス共和国政府に要請した。これを受けて、ホンデュラス共和国政府は、当該用地の確保に努力し、長期調査終了1カ月後の同年10月に、当該用地の確保を示す文書がJICAホンデュラス事務所を通して本部に送付された。これを受け、本部は平成8年12月3日から15日まで、R/Dを署名することを目的として、実施協議調査団の派遣を計画していたが、調査団出発直前に、JICAホンデュラス事務所より当該用地が未確保である旨の連絡が入ったため、当該調査団は当該用地の確保の状況について調査することを調査目的に加え、派遣された。結果として現地にて当該用地の確保は確認されず、R/Dの署名には至らなかった。

その後、当事業団はホンデュラス共和国政府に対し、平成9年8月末日を期限として引き続き当該用地の確保を要請していたが、期限までに当該用地は確保されなかった。従って、ホンデュラス政府の実行体制が整わなかったと判断し、当該案件の実施取り止めにかかる正式な手続きを行なった。そして、同年12月1日に在ホンデュラス日本国大使館よりホンデュラス共和国政府に当該案件実施取り止めに係る口上書が発出された。この回答として、平成10年2月4日に外務省より先方が口上書の内容を了承した旨の連絡を受け、正式に案件の実施が取り止めとなった。

7-2. 要請から実施取り止めに至る経緯

1) 要請書受領：1994年7月8日

ホンデュラス経済企画庁より要請書が提出される。

2) 基礎調査団の派遣：1994年2月19日～3月12日（22日間）

基礎調査団を派遣し、要請内容の実態把握及び関連情報を収集しプロジェクト実施の可能性を調査した。

3) 事前調査団派遣：1995年7月22日～8月11日（21日間）

事前調査団を派遣し、要請内容、協力の妥当性、協力実施体制及び協力の枠組み等を調査した。

4) 長期調査員の派遣：1996年6月30日～9月13日（76日間）

長期調査員を派遣し、実施体制及び協力の内容にかかる現地情報等を調査した。さらに、プロジェクト活動地の確保等、プロジェクト実施のための前提条件（苗畑・展示林及び実証林用地の確保）が満たされた後に実施協議調査団を派遣する

ことを確認した。

- 5) 長期調査終了後、実施協議調査団派遣までの間の苗畑、展示林用地の確保に関する経緯：1996年9月14日～12月2日

プロジェクトサイトの苗畑、展示林用地の所管に関して、長期調査の際には、サンタバルバラ市長自らが市の所有地であると明言しており、長期調査終了以降COHDEFORは市に対してプロジェクトへの使用許可の手続きを進めていた。

10月14日には、サンタバルバラ市長がCOHDEFOR総裁に宛た、「当該所有地を標記プロジェクト用地として提供する事を確約し、現在そのための手続き中であること。また、市は全面的に当該プロジェクトを支持すること。」を表明した書簡(写)がホンデュラス事務所から送付された。

併せて、実証林用地もサンタリタデオリエンテ、ラクエスタ、アグアカタルの3地区で約43ha確保できたとの報告があり、これらをもって、同日開催された長期調査帰国報告会において、実施協議調査団の派遣のための前提条件が整ったと判断し、12月に実施協議調査団を派遣する事を内定した。

しかし実施協議調査団出発直前の11月29日に、ホンデュラス事務所から「苗畑、展示林用地の取得が法的問題等で難航している。」旨の連絡があり、実施協議調査団派遣直前であったこともあり、本件用地問題は調査団が現地で確認することとした。

- 6) 実施協議調査団派遣：1996年12月3日～15日(13日間)

苗畑・展示林の確保について現況を把握し、当該問題の解決に向けて今後の対応を検討した。調査団の調査結果は以下の通り。

- ア) 苗畑・展示林候補地の所有：現在自治法務省が所管する国有地であることが判明した。
- イ) COHDEFORから提示された代替地の検討：苗畑・展示林として不適当であると判断した。
- ウ) COHDEFOR総裁から、当該用地を自治法務省の所管から、COHDEFORへ所管換えする手続きを行う旨説明を受けた。
- エ) R/Dの署名：調査期間内で当該用地が確保されず、R/Dの署名には至らなかった。

- 7) 1997年1月以降の苗畑・展示林用地確保に関する展開

- 1月8日：実施協議調査団帰国報告会(関係各省会議)

決定事項：先方の説明によれば、所管換えの完了は2月中旬と見込まれていたことから、当初予定していた3月17日のプロジェクト開始日を変更し、とりあえず開始予定日を5月上旬に順延することとした。

- 1月22日：ホンデュラス事務所へ、「所管換え手続きが遅延しているため、1月30日を回答期限とし、2月15日までにR/Dの署名が見込まれないと

判断された場合、林野庁人事の関連から、現在待機中の派遣予定長期専門家を派遣候補から解く。」という対処方針を伝えた。

1月30日：ホンデュラス事務所から、2月15日までにR/Dの署名が見込まれない旨の回答を得て、関係各省に連絡し、長期派遣専門家の候補者を解く。また、計画していた苗畑設計建設の長期調査員も派遣取り止めとした。

2月3日：ホンデュラス事務所から、「回答期限が切れてはいるが、自治法務省が当該用地のCOHDEFORへの譲渡を認める可能性がある。」旨の連絡が入った。

2月5日：ホンデュラス事務所へ、「本部としては、今後は、当該用地が確保された時点で、プロジェクトの実施如何も含めて関係各省と協議し対応を決定する方針である。」旨回答した。

3月13日：ホンデュラス事務所へ、現在の当該用地の確保についての手続きと、今後の見通しについて回答を依頼する。また、各省と協議の上、当該プロジェクトを平成9年度内に発足させるための土地の確保の期限を8月末日とする旨先方に説明するよう連絡した。

3月18日：ホンデュラス事務所から、本部が設定した当該土地確保の期限である8月末日までに土地の確保の可能性はある旨の連絡があった。

7月8日：ホンデュラス事務所へ、再び現在の当該用地の確保についての手続きと、今後の見通しについて回答を依頼した。また、「来年度予算の削減の状況から土地が確保できなければ来年度以降の発足も困難である。」旨を伝えた（平成9年7月8日付FDI79号）。

7月28日：ホンデュラス事務所から、「当該土地所管換えの手続きが滞ったままである。」旨の連絡を受けた。

8月15日：ホンデュラス事務所から、「8月までに土地の確保は困難である。」旨の連絡を受けた。

9月4日：ホンデュラス事務所へ、今後の案件実施取り止めにかかる対処方針を連絡し、在ホンデュラス日本国大使館及び先方実施機関の当該案件に関する認識等の現状について情報提供するよう依頼した。

10月21日：ホンデュラス事務所より、在ホンデュラス日本国大使館及び先方実施機関の当該プロジェクト対処方針に関する認識について連絡を受けた。

11月4日：案件実施取り止めの正式手続きを取ることにし、その旨外務省に連絡した。

12月1日：外務省より在ホンデュラス日本国大使館へ案件実施取り止めに係る口上書提出手続き依頼が発出された。

平成10年

2月4日：外務省より「本件実施取り止めについてホンデュラス政府に通報し、先

方は了承した。」旨の連絡を受けた。